

「京都市客引き行為等の禁止等に関する条例」の改正案に関する
主な御意見と本市の考え方

1 公表の範囲の拡大について（計 185件）

主な御意見	件数	御意見に対する本市の考え方
<p>【改正案に賛成のもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> 違反者の氏名等よりも、違反店舗の名称が知りたい。 店舗名等の公表は、店舗営業に重大な影響をもたらすため、強い抑止力を持ち、客引き行為等の取締りとして極めて有用な手段である。 公表範囲の拡大を実施することにより、公表によるイメージ低下を懸念する店舗側にはプレッシャーになると思う。 しっかりと運用していただき、厳正に対処してほしい。 指導の実効性が高まる。 	142	<p>多数の方に条例の改正案に御賛同いただいたことを踏まえ、令和元年11月市会に条例改正案を提出することとし、条例改正を進めていきたいと考えております。</p>
<p>【公表の方法の工夫に関するもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> 公表に当たっては、市民に広く周知が行き届くように、SNSでの発信、多言語の使用、店舗前に貼り紙をするなどその方法を工夫して効果的な周知をすべき。 グルメサイトなどにおいて客引き行為を行っている店舗には何らかの表示がされるようにすると、若年層にも広く周知が行き渡る。 公表の都度、メディアにも取り上げてもらうなど発信力を高めることで公表される店舗側にもダメージが大きくなる。 従来の公表は、一件ずつPDF（広報資料）になっていて見づらい。例えば、公表された業者等の一覧がエクセル表でまとまって掲載されていると、より見やすい。 違反の事実を、違反者が取引をしている金融機関にも提供できるようにすべき。 	20	<p>改正条例につきましては、施行までの間に市民や事業者に対し広く周知するとともに、公表につきましては、市民や観光旅行者の皆さまにとって分かりやすく、情報にアクセスしやすいように、より効果的な方法を検討してまいります。</p>
<p>【より厳しくすべきとのもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ありとあらゆる情報を公表して、二度と客引き行為等をしたくなくなるようにしてはどうか。 アルバイトをしている大学生の氏名を大々的に公表、大学への通知を行い、就職に不利になるようにすべき。 繰り返し違反するケースは、公表や過料よりも厳しい罰則を科すよう検討すべき。 	5	<p>公表については、行政処分ではないものの、不利益性を有しているものであることから、その範囲や手法については慎重に対応する必要があると考えています。</p> <p>また、本条例は、京都府迷惑行為防止条例（以下「迷防条例」という。）や風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風営適正化法」という。）と比較し、罰則については過料とすることが適切であると考えています。</p>
<p>【立入調査等を拒否された場合に関するもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> 立入調査を拒否されている状況で、店の経営者（法人）をどのように確認するのか。 立証が難しく、経営元までを公表することができない場合も少なくないかと思う。 	3	<p>経営元の特定に当たっては、立入調査や報告の聴取だけでなく、客引き行為を行った者、行かせた者、声をかけられた通行人等から聴取し、客引き行為等を行った者が所持しているメニュー</p>

		<p>表等を確認します。</p> <p>また、食品衛生法に基づく営業許可施設一覧（一般に公開されているもの）や、法人登記等でも確認します。</p>
【公表の抑止力に関するもの】		
<ul style="list-style-type: none"> この程度の強化で実効性があるか疑問。 公表では抑止効果はそれほど高くないように思える。 	3	<p>公表は、市民や観光旅行者の皆さまに対する情報提供と制裁的公表という機能を有していると考えています。今回の改正によって店舗の名称等を公表することができるようになることで、特に市民や観光旅行者の皆さまへの情報提供という点において有益性があり、違反者に対する抑止効果を高めることができると考えています。</p>
【客引き行為等の態様に関するもの】		
<ul style="list-style-type: none"> 丁寧な案内をしている店まで対象にするのは、その店の営業に関わるため、対象にしないでほしい。 	2	<p>丁寧か否か、あるいはその行為を不快と感じるか否かは、客引き行為者や客引き行為等をされた者の主観によって左右され得るものであると考えています。どのような客引き行為等であっても、通行の妨げとなり、市民や観光旅行者の皆さまに不安や不快感を与える恐れがあるため、態様の如何を問わず、客引き行為に該当する行為であれば指導等の対象となります。</p>
【公表制度の趣旨に関するもの】		
<ul style="list-style-type: none"> 違反者らに関する情報は、誰にとって、どのように有意義な情報であるとされることから公表するのか。 この条例の公表制度の趣旨がよくわからないので、明らかにしてほしい。 	3	<p>公表する情報が有意義かどうか、あるいはその情報をどのように活用するかについては、情報の受け手である市民に委ねられることとなりますが、少なくとも、ルールを守らない事業者について市民や観光旅行者の皆さまに周知することで、市民や観光旅行者の皆さまが知らず知らずのうちにそのような事業者が営む店舗を利用し、不利益を被ったり、不健全な事業者とテナント契約等を締結したりするという事態を避けるための選択肢を提供することに意義はあると考えています。</p>
【弁明の機会の付与に関するもの】		
<ul style="list-style-type: none"> 命令に違反した者が店舗を経営していない場合、公表前に、店舗の経営者に対して、言い分を聞く機会を与えるべきではないか。 店舗の名称等の公表は、事実上制裁としての効果が生じることから、公表前に当該店舗の経営者に対し、弁明の機会を付与した方がよいのではないか。 <p>京都市行政手続条例の不利益処分の規定が適用されないのであれば、京都市客引き行為等の禁止等に関する条例に弁明の機会の付与に係る手続を定めるべき。</p>	3	<p>本条例の規定による公表は、被公表者に対する不利益的性質を有していることから、公表に際しては、被公表者に対してあらかじめ弁明の機会を与えています。</p> <p>公表については、御指摘のとおり、京都市行政手続条例が適用されないことから、立入調査の拒否等について公表することとするのを機に、客引き行為等の禁止等に関する条例上に弁明の機会に係る規定を置くことを検討しているところです。</p>

【その他】	4	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 制裁的公表と過料処分を併せることは、二重処罰に当たるのではないか。 	1	<p>憲法39条に規定されている二重処罰とは、「同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問われない」というものですが、そもそも公表とは事実行為であり、刑罰ではないため、二重処罰の問題は生じないと考えられます。</p> <p>また、過料処分と公表については、指導、勧告及び命令の3段階を踏んだうえで実施されるものであり、命令違反となれば最終的に過料処分と公表を行う旨は違反者に対してあらかじめ十分に周知していることから、過料処分と公表を併せて行うことが、再三にわたる指導等にもかかわらず違反行為を4回繰り返した者に対して過重な不利益であるとは考えていません。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 店舗の名称等のみでなく、違反者が所属している企業や、紹介等しようとした飲食店等の名称、店長等の責任者の名前、土地建物の所有者や管理者氏名までも公表すべき。 	1	<p>店舗の名称等を公表できるようにしようとする趣旨は、違反行為に関わる企業や飲食店のイメージに影響が出るようにすることで、条例の実効性を少しでも高めるためですが、公表対象については、違反行為に対する責任の大きさ等を考慮する必要があると考えています。</p>
など		

2 土地・建物の所有者・管理者等への通知について（計 134件）

主な御意見	件数	御意見に対する本市の考え方
<p>【改正案に賛成のもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 土地の所有者であれば、賃貸借契約等の相手方が条例違反となる行為をしているという事実を把握しておきたいと思うのは当然。 ・ 所有者・管理者側からも、不良な店舗を入居させない努力に繋がることを期待する。 ・ 所有者・管理者からの働きかけという、これまでとは違う要素が加わることで、改善や未然防止につながる。 ・ 通知することにより、所有者・管理者が、テナント契約の更新時に考慮することができたり、悪質な事業者等を退去させたりすることができるので、有用な改正案だと思う。 	119	<p>多数の方に条例の改正案に御賛同いただいたことを踏まえ、令和元年11月市会に条例改正案を提出することとし、条例改正を進めていきたいと考えております。</p>
<p>【条例に規定は不要とのもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公表された事実を通知するだけであれば、条例に規定する必要はないのでは。 ・ 条例に定めを置かなければならない理由がわからない。 ・ なぜ、通知することが必要なかわからない。 ・ どれほどの抑止力があるか不明。 	7	<p>これまで、商業ビルの所有者や管理者から、「テナントである飲食店等が、客引き行為等をするような飲食店であれば教えてほしい」旨の要望を受けています。また、所有者や管理者に対して、問題のある飲食店等に対する指導を促すという趣旨から、積極的に通知をしていく必要があると考えています。</p> <p>ただし、違反者に関する情報は、公表により既に公になっている情報であ</p>

		っても、個人情報であることには変わりないため、所有者・管理者等に対して公表事項を通知するに当たっては、条例に規定を置き、条例の規定に基づく事務として行うこととしたいと考えています。
【より厳しくすべきとのもの】		
<ul style="list-style-type: none"> テナント契約に客引き禁止規定を盛り込むことを義務づけたりする等、もっと厳しくする必要があるのではないか。 通知だけでなく、そのような店に貸せない仕組みにすべきでは。 	3	契約については、あくまでも民と民との間の事項であり、営業の自由に関わる事項でもあることから、努力義務であっても、行政が介入すべきではないと考え、そのような規定の設置は見送りました。
【その他】	5	
<ul style="list-style-type: none"> 通知を公表の段階ではなく命令の段階に行うこととしたほうが、民事同士での抑止への期待という意味でも適切ではないか。 	1	違反者に関する情報は、一部の法人に係る情報を除き、個人情報に該当するため、公表前の段階で、当該個人情報を本人の同意なく第三者（所有者・管理者）に通知することはできないと考えています。
<ul style="list-style-type: none"> 違反行為をした者の属する企業や飲食店に、一定期間、悪質な客引き行為等をしたことを表す通知を、店舗前に掲示することを義務付けるべき。 	1	違反者が所有する店舗前への通知等の掲示は、所有権や営業の自由との兼ね合いから困難であると考えています。
など		

3 両罰規定について（計 146件）

主な御意見	件数	御意見に対する本市の考え方
【改正案に賛成のもの】		
<ul style="list-style-type: none"> 客引き行為者を捨て駒のように扱い、客引き行為等を平気で行わせ続ける法人が存在することを考慮すれば、両罰規定は必要。 法人のコンプライアンスの強化につながればよい。 経営者や法人が利益を得ているのであれば、当然、その者が責任を負うべき。 両罰規定による抑止効果は十分見込めると思う。 	123	多数の方に条例の改正案に御賛同いただいたことを踏まえ、令和元年11月市会に条例改正案を提出することとし、条例改正を進めていきたいと考えております。
【罰則をもっと厳しくすべきとのもの】		
<ul style="list-style-type: none"> 5万円ぐらいなら2、3日の客引き行為でもとが取れるのでは。一度でも違反すると1箇月分ぐらいの利益がなくなるくらい、厳しくした方がいいのではないか。 5万円の過料では抑止効果はそれほど高くない。繰り返し違反するケースについては、公表や過料より厳しい罰則を科すことも検討してはどうか。 法人の方が厳重に罰せられるべき。 	19	迷防条例や風営適正化法と比較し、本条例の違反者に科す金銭的負担の額については、地方自治法の規定により過料の上限とされている5万円の範囲内で過料を科すことが適切であると考えています。
【慎重に対応すべきとのもの】		
<ul style="list-style-type: none"> 法人への加罰は、違反行為について認知していた場合のみにすべきではないか。 	2	事業者である以上、その使用する従業員等に対しては監督責任があるた

<ul style="list-style-type: none"> 客引き行為等を行う者が客引き業者に雇用されている場合、客引き業者は、客引き行為等を行う者を派遣していたに過ぎないと主張するケースもあると考えられる。 このような場合、客引き行為等を行う者に係る統制監督関係につき、慎重に事実関係を行う必要があるのではないか。 		<p>め、違反行為について個別に認識していなかった場合でも、客引き行為等をさせないよう注意を尽くしたことの証明がなされない限り、客引き行為等を行った者や行わせた者（雇われ店長等）のみに責任の所在を完結させるべきではなく、客引き行為等を行わせている店舗を経営する法人が責任を負うべきであり、従業員に責任を押し付けて、法人自体は責任を逃れるというようなことは許されないと考えています。</p> <p>また、客引き専門業者が飲食店等を経営する事業者が客引き行為者を派遣していた場合は、派遣元の客引き専門業者については、両罰規定の適用により対応するのではなく、「行わせた者」として指導等の対象とする予定です。</p>
<p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> 京都市は観光都市として修学旅行生も多く、青少年の健全育成面からも影響は甚大。 学生がアルバイト感覚で、安易に条例違反に加担しないよう、注意喚起を行う必要がある。 	2	<p>御指摘のとおりであり、市民や京都市を訪れる観光旅行者の皆さまの安心・安全と、おもてなしのまち京都の品格や風格という公益を守るため、条例の一部を改正することを検討し、これまで以上に違反行為に対しては厳正に対処し、さらなる取組を推進してまいります。</p> <p>また、客引き行為等を行った者として指導を行った者のうち、大学生が半数以上を占めている現状があることから、これまでに京都府内の大学・短期大学に対して、学生への周知・啓発を継続して依頼したり、新入生ガイダンス等で客引き行為等のアルバイトの危険性等について講演をしたりするなど、注意喚起を行っています。大学生への対策については、引き続き重点的に取り組んでまいります。</p>

4 その他・客引き行為等対策の全般について（計 311件）

主な御意見	件数	御意見に対する本市の考え方
<p>【条例改正全体に賛成のもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> 条例改正に賛成。 規制を強化することは良い。 客引き行為等は、正当な競争を阻害する。条例改正案に対する反対意見はこうした事実から目を背けた身勝手な意見であり、反対意見に憶することなく、さらなる取組を推進してほしい。 	69	<p>多数の方に条例の改正案に御賛同いただいたことを踏まえ、令和元年11月市会への提案に向けて、条例改正を進めていきたいと考えております。</p> <p>今回の条例改正により、市民や京都市を訪れる観光旅行者の皆さまの安心・安全と、おもてなしのまち京都の都市格の維持及び向上に資するため、さらなる客引き行為等対策の推進に取り組んでまいります。</p>
<p>【京都のイメージに関するもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> 京都の繁華街で、若い女性を狙って勧誘し多額の借金を背負わすような犯罪行為があり、大変悲しい。犯罪を未然に防ぎ、市民にも観光客にもやさしい都市であってほしい。 	34	

<ul style="list-style-type: none"> 国際都市京都として品格を高めるためには、悪質な客引きはなくさなければならない。 「文化都市・京都」として、繁華街における客引き行為の規制は、風紀やおもてなしの観点から必要。 		
<p>【指導等に関するもの】</p>		
<ul style="list-style-type: none"> 地道な取組が必要と思うが引き続き頑張ってもらいたい。 これからも安心して楽しめる京都のまちの維持をお願いします。 以前と比べると、客引き行為は減っていると思います。京都市内でのパトロールのおかげだと思います。 	17	
<p>【客引き行為等は迷惑だというもの】</p>		
<ul style="list-style-type: none"> 客引き行為等には本当に迷惑している。客引き行為等から逃れるために早足になるなど、せっかくの京都なのに、市民も観光客も歩いて楽しむことができない。観光客をおもてなしするという点において、客引き行為等は有害でしかない。もっと厳しく取り締まってほしい。 客引き行為等は、賑わいを生む反面、エスカレートすると迷惑になる。何事も調和が大事だと思う。社会風潮として、利益至上主義が蔓延していることが残念。 客引きは通行の邪魔、不快。 	53	<p>今回の市民意見の募集により、改めて、悪質な客引き行為等が、市民や観光旅行者の皆さまに多大な不安や不快感を与えているということを確認いたしました。</p> <p>皆さまの御意見を踏まえ、条例の改正及び指導等をしっかりと進めていきたいと考えております。</p>
<p>【指導等の内容に関するもの】</p>		
<ul style="list-style-type: none"> 定期的に警察や行政が私服でおとり捜査するなどして、取締りを強化してほしい。おとり捜査をしているという情報が流れれば、客引き行為等も減るのではないかと。 公平性、公正性の確保のため、過料の徴収を徹底してほしい。 厳しく取締りをしてほしい。 啓発と指導とで時間差を設けるなど、工夫し、徹底的な取締りを期待している。 	41	<p>京都市の客引き行為等指導員による巡回・指導等の内容については、詳細に申し上げることはできませんが、制服のみならず私服で巡回したり、巡回のルートや時間を変則的にしたりするなど、工夫して行っています。</p> <p>また、定期的に、地元の商店会や自治会、京都府警察と合同でパトロールを行っています。</p> <p>御意見を参考にし、引き続き、指導等の効果の向上に努めてまいります。</p>
<p>【指導等の体制に関するもの】</p>		
<ul style="list-style-type: none"> もっと職員の人数を増やして厳しく取り締まってほしい。 コストを常に意識し、人員増ではなく、現有人員で、効果的に広報を行って抑止力を働かせてほしい。 	4	<p>条例改正に伴い、指導等の事務や店舗への立入調査等の増加が予想されることから、条例改正の実効性を確保するためにも、体制については検討しているところです。</p>
<p>【より厳しくすべきとのもの】</p>		
<ul style="list-style-type: none"> 改正案には賛成ですが、もっと厳しくできないか。これが法律の限界なのか。考え得る限りの厳罰化を。 喫煙等の禁止等に関する条例のように、直罰にすべき。 命令違反については、5万円以下過料ではなく、100万円以下の罰金とすべき。(もっと厳しい罰則にすべき。) 指導、勧告、命令の順に行うのではなく、直ち 	23	<p>本条例は、迷防条例や風営適正化法と比較して、法益侵害の程度が大きくない客引き行為等を対象に規制する趣旨であることから、指導、勧告及び命令の3段階を踏んだうえで、命令違反となれば最終的に過料処分と公表を行っているものであり、違反者に科す金銭的負担の額についても、地方自治法の規定により過料の上限とされている5</p>

に公表を行えるようにすると、より有効。		万円の範囲内で過料を科すことが適切であると考えています。
【禁止区域に関するもの】		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 西院も禁止区域に含めてほしい。 ・ 指導等の対象地域を、市内全域に広げてほしい。 	14	<p>禁止区域の考え方については、京都市客引き行為等対策審議会から答申を受けており、その中で、「営業の自由を制限することとなる禁止区域の指定は、市民等の安心かつ安全な通行に及ぼす影響が大きいと想定される区域に限定すべき」とされており、地域において、客引き行為等をなくすための自主的な巡回等の取組があること、禁止区域指定に係る要望を市へ提出していることという2つの要件が示されているところです。</p> <p>今後、本市としては、地域の客引き行為との状況や地域による取組の状況等を見つつ、地域に対する働きかけ等を含めて検討したいと考えています。</p>
【公表や通知の手法や方法に関するもの】		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 実際に客引き行為等を行った事業者等を公表していることを、市民はあまり知らない。「このように厳しく対応している」という市の姿勢を、もっと市民に示していく必要がある。 ・ 公表された者の一覧がエクセル表でまとめられていて、ダウンロードできると、より便利。 ・ 法人はもちろん、アルバイトをしている大学生の氏名を公表、大学への通知を行い、就職に明らかに不利になるよう仕向けなければ、効果は薄い。 ・ 所有者・管理者への通知の仕方も含め、行政からの一方的な情報発信にならないよう、工夫が必要。 ・ 他都市の事例も踏まえ、チラシやインターネット、SNS等を活用し、積極的な公表をしてほしい。 	14	<p>公表については、御指摘のとおり、商業ビル等の所有者・管理者の方からも「知らなかった」という話をお聞きすることがあるため、公表していること自体やその内容がより受け手に伝わりやすいような手法を検討し、改善してまいります。</p>
【周知啓発に関するもの】		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 改正内容（依頼者側にも罰則）を、特に事業者へ強く周知し、客引き業者の経営が成り立たないようにすべき。 ・ 客引き行為に該当するのかわかりにくいので、公表範囲の拡大や両罰規定をもうける等規制を強化することと併せて市民への客引き行為該当事例の一層の周知をすべき。 ・ 今回の改正は賛同だが、その主旨等の啓発の徹底もしっかりとやるべき。 	13	<p>いただいた御意見を踏まえ、改正条例につきましては、施行までの間に市民や事業者に対し、広く周知するとともに、公表につきましては、広く市民や観光旅行者の皆さまの方に届くように、より効果的な方法を検討してまいります。</p>
【客引きは減っているというもの】		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 以前より少なくなっているものの、客引き行為が根絶されたわけではない。 ・ 条例ができてから、取組も強化され、だいぶ少なくなったが、繁華街を通るとき、まだ多く声をかけられるので、規制の強化に賛成。 	8	<p>毎年実施している客引き行為者数の調査においては、客引き行為等禁止区域の指定前と比較すると、いずれの区域においても、その数は減少しています。しかし、平成30年度の調査においては、前年度の平成29年度と比較すると、いずれの区域においても、客</p>

<p>【客引きは減っていないというもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> 未だに客引きが減っていない。 最初に条例が制定されてからしばらくは、一切客引き行為を見ない時期があったが、時間が経過するごとに、また客引き行為を見かけるようになった。 	5	<p>引き行為者数は増加に転じている状況です。</p>
<p>【客引き行為等の定義に関するもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> 客引き行為がダメなことは知っているが、何が客引き行為に当たるのかは、正直よくわからない（道路で呼び込みをするのは違反になるのか。客引き行為と呼込みの違いが分かりにくい。）。 「客引き行為」という概念、定義の範囲が、市民に定着していないのではないかと。またなぜ「客引き行為等」という営業行為を禁止しないといけないのか理解していない方もいるのではないかと。 	4	<p>客引き行為とは、公共の場所において、不特定の者の中から相手方を特定して、客となるように誘う行為のことをいうものです。</p> <p>一方、呼び込みとは、相手方を特定せず、「いらっしゃい」、「いかがですか」と不特定多数に対して単に呼びかけるだけの行為で、不特定の者の中から相手方を特定して、客となるよう誘う交渉にまで至っていないことから、客引き行為等には該当しません。</p> <p>また、御指摘のとおり、「客引き行為等」の概念や定義について、またなぜ禁止区域において客引き行為等が禁止されているかについて、理解されていない方もいらっしゃると思われまので、引き続き周知に努めていきたいと考えております。</p>
<p>【巧妙な客引き行為等への対応に関するもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ティッシュを配りながら、こっそり店に勧誘するといった行為がなされる可能性があるかと思えます。そういった行為に対してどのように対策するかは考える必要がある。 	2	<p>ティッシュ配りや不特定多数への呼び込みを装いながら特定の人物に対して客となるように誘う行為については、客引き行為に該当することから、引き続き、指導等の方法を工夫し、悪質な客引き行為者に対する指導等を徹底してまいります。</p>
<p>【行政と市民・地域との連携が必要というもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> 安心して楽しめるまちであるように、京都市役所と地域が一緒になって取り組んでいくことが必要だと思う。 担当課以外にも、市民等が努力していくことが大切。 	2	<p>客引き行為等に対する取組については、京都市だけで対応できるものではなく、京都市と、地域及び事業者等が一体となって取組を推進することによって成果をあげることができないものです。今後も、地域と一層連携した取組を推進してまいります。</p> <p>また、客引き行為者に付いて行かれる市民や観光旅行者の皆さまの方も実際にいることも、客引き行為等がなくなるための要因の一つであるため、今後は、「客引きには付いて行かないように」という側面からも、周知啓発を徹底していきたいと考えています。</p>
<p>【その他】</p>	8	
<ul style="list-style-type: none"> 公表者について過去の広報資料を見たが、現 		<p>これまで命令違反により、令和元年</p>

<p>実に客引き行為をしている人数と比較して少なすぎる。</p>	<p>1</p>	<p>9月末までに24件の公表をしていますが、公表に至るまでには、指導、勧告及び命令を経て、命令違反となった段階で公表となります。</p> <p>御指摘のとおり、実際に客引き行為をしている人数と比較すると少ないと感じられるかもしれませんが、条例の定める手続に則って順次対応していることについて御理解をいただければと思います。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 営業活動の自由が制限される。本来は、事業者の良識のもとで、実施する必要がある。行政が何もかも規制する社会が良いとは思わない。 	<p>1</p>	<p>営業の自由は憲法第22条で保障されていますが、これは「公共の福祉」に反しない限りにおいて保障されるものであるところ、度重なる指導、勧告及び命令にも関わらず客引き行為等を繰り返す行為は、市民や観光旅行者の皆さまの通行を妨げるばかりか、不安や恐怖を与え、また、条例に目的として掲げるおもてなしを尊重する文化が根付いた京都の都市格の維持・向上という公益をも損ねていることから、「公共の福祉」に反し、社会的に相当性を欠く行為として、行政が規制する必要があると考えています。</p> <p>また、客引き行為等を禁止する区域の指定については、市民等に及ぼす影響が大きいと想定される区域に限定したり、過料処分について、直罰ではなく、行政命令を前置する方式にしたりするなど、営業の自由に配慮して、より緩やかな規制手法を採ることで、営業の自由とのバランスを取っています。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 客引き専門業者に客引き行為等を委託している店舗もあるが、現在の条例や改正案では、何の規制や行政処分も受けないことになっている。このような店舗に対して、何らかの処分を考えてはどうかと思う。 	<p>1</p>	<p>本条例第9条は、「何人も、客引き行為等禁止区域において客引き行為等を行い、又は行わせてはならない。」と規定しており、この客引き行為等を行わせる行為には、客引き専門業者に客引き行為等を委託する行為も含まれます。</p> <p>また、今回の改正案において、命令に違反した者が店舗の経営者でない場合であっても店舗の名称等を公表できるようにし、指導等の実効性を高めたいと考えております。</p>
<p>など</p>		